

概要版

中央区こども計画

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、自分らしく成長できるまち 中央区

第三期中央区子ども・子育て支援事業計画

【令和7(2025)年度～令和11(2029)年度】



中央区

令和7(2025)年3月



計画策定の背景と位置づけ

本区では、平成27(2015)年に「第一期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや子育て支援策を総合的に推進してきました。

全国的に少子化が急速に進行し、国による「こども基本法」の制定や「こども大綱」の策定などを通じた「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が講じられる中、本区においても、子ども・若者や子育て家庭が抱えるさまざまな課題を包括的に支援し、中央区らしい子どもまんなか社会の実現に取り組むため、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で、区が取り組むべき子ども・子育て支援施策を示す「中央区子ども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)」を新たに策定しました。

この計画は、こども基本法に基づく「市町村子ども計画」に位置づけています。また、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画等と整合性のある計画としています。



◆「こども基本法」とは

「こども基本法」(令和5年4月施行)は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。



同法では、市町村に「こども計画」を策定することを努力義務にしており、策定にあたっては子どもや子育て当事者の意見を反映するように定めています。本区においても、計画策定にあたっては、アンケートやパブリックコメントを通して、子どもや子育て当事者の意見を把握し、計画に反映しました。

◆「子どもの権利条約」とは

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元(1989)年に定められた条約であり、子どもの権利を尊重し、実践していく上で大切な「4つの原則」を示しています。



また、同条約の18条では、子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあり、国はその手助けをするとしています。

●子どもの権利条約の「4つの原則」 (出典:公益財団法人日本ユニセフ協会)

- 1 差別の禁止
(差別のないこと)
- 2 子どもの最善の利益
(子どもにとって最もよいこと)
- 3 生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)
- 4 子どもの意見の尊重
(子どもが意味のある参加ができること)



計画の基本理念

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、 自分らしく成長できるまち 中央区

子ども(若者を含む)は未来を担う、かけがえのない存在です。子どもを育てる親、子育て・教育関連従事者、地域、企業・団体、行政等の誰もが子どもを育み、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、自らも成長していくことを目指すため、計画の基本理念を定め、中央区らしい子どもまんなかのまちづくりを進めます。

計画の方向性

本計画を実行するため、新たに次の5点の方向性を定め、子ども・子育て施策を展開していきます。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育ていけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、子どもへの相談、地域・社会への参画機会の充実等に取り組み、子どもの成長と活動を応援します。

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、多様な子育て支援サービスのさらなる充実や子どもの居場所づくりに取り組みます。

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していけるよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。あわせて、生きづらさを抱える若者の支援に取り組みます。

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援等を通じた地域・社会の連携・協働により、子どもの育ちを支援していきます。

